

【緊急！】消費者トラブル注意報 第90号

身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意

犯罪者が、不正に入手した顧客の口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Pay など）のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携した上で、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

【御注意頂きたいポイント】

- ◆このような不正出金の被害報告は、キャッシュレス決済サービスやインターネットバンキングを利用されていない方からも寄せられています。
- ◆御自身の銀行口座に不審な取引がないか、取引先の銀行口座の御利用明細（インターネットバンキングの入出金明細や通帳など）を今一度御確認いただき、口座情報の管理に御注意ください。
- ◆銀行口座に身に覚えのない取引があった場合は、取引先銀行又は御利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。
- ◆銀行及びキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携の上全額補償を行っています。
- ◆このような事案に便乗した詐欺にも御注意願います。
また、銀行以外の金融機関の口座についても、口座情報の確認を行い、不正出金がないか注意しましょう。

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110（受付時間：24時間））